

新しい「情報倫理」の目指すもの

辰 己 丈 夫[†] 原 田 康 也^{††}

インターネットの普及とともに、「情報倫理」は、ネットワーク利用の際のマナー・エチケット・法令・プライバシーの総称として扱われるようになった。現在の情報倫理にまつわる議論は、このような規則をいかに解説・強制するかに終始し、情報倫理は情報発信に対する自己規制の方法論になりつつある。これは、日本語の「倫理」という言葉が倫理的原理と倫理的判断の両方の意味に使われ、その区別を失った議論が進んでしまったことにも、一因がある。「情報倫理」とは本来、情報処理に携わる人間が備えていなければならぬ職業倫理の一種として論じられてきたが、インターネット社会において必要なのは、情報発信者と情報受信者の双方の生産者倫理・消費者倫理である。本論文では、情報倫理が何故に倫理という言葉を使うのかについての解析を行い、情報倫理を論じるに必須の項目がどのようなものであるかを列挙・分析し、これらを3つのカテゴリーに分類した。第1は「倫理的原理と国際社会に生きる人間としての常識」であり、第2は「情報処理の原理と、国際規格・国内規格の仕組みと意義の理解」であり、第3は「道徳・法律・ルール・マナー・エチケット・モラル・本来の意味での『倫理』」である。また、インターネット利用上問題になることが多い著作権やプライバシー保護のあり方に関連した議論も行った。

Defining Information Ethics

TAKEO TATSUMI[†] and YASUNARI HARADA^{††}

As the Internet became readily accessible to the general public, the term "information ethics" came to refer to everything from manners, etiquette, rules, regulations, laws, and human rights. Current discussions on "information ethics" tend to be about how to inform and enforce these manners, rules and regulations. One cause of this confusion is that the Japanese language does not make a clear distinction between "ethical principles" and "ethical judgements." Because of this conflation, prevalent discussions on "information ethics" are heading toward how to self-monitor communicative contents. In its true sense of the word, "information ethics" should be virtues that those dealing with information interchange should possess. In our age of the Internet, "information ethics" has both the producers' aspect and the consumers' aspect. In this paper, we first discuss whether the term "ethics" has any bearing with "information ethics", and then analyze genuinely relevant aspects into the following three categories: (i) ethical principles and common sense in an internationalized society, (ii) elements of information processing and how international and/or domestic standards work, (iii) morals, laws, rules, manners, etiquette and ethics. Among these, copyright and privacy pose special problems when dealing with the Internet, and we have given detailed arguments and proposals on these two issues.

1. はじめに

インターネットを典型とする広域ネットワークが発展する以前から、コンピュータを用いた犯罪やシステム運用上の事故などは問題視されていた。デジタルデータの複製の容易さに起因するソフトウェアの複製利用や、データの漏洩・不正使用の問題が、「コンピュー

タ利用の影の側面¹⁾」などの言葉を使って語られ、これらの問題に関する対策は、「情報倫理」という言葉で論じられてきた。

コンピュータネットワークの発展にともない、それまでの「ネットワーク未対応の『情報倫理』」では分類・分析・解決できない問題が生じ始めた。特に、World Wide Web の発展は、「情報倫理」にかかると思われる新しい問題を提示するようになり「ネットワーク対応型の『情報倫理』」が必要とされるようになった。

この論文では、「情報倫理」と呼ばれている対象の内容と構造の分析を行い、ネットワーク利用を前提とした新しい「情報倫理」の構成を提案する。

[†] 早稲田大学理工学総合研究センター

Advanced Research Institute for Science and Engineering, Waseda University

^{††} 早稲田大学法学院

Law School, Waseda University

2. 「情報倫理」の現状

2.1 「情報倫理」は倫理か

まず最初に、「倫理」という言葉について確認をする。日本語における倫理とは、善と悪の区別を行ったり、一面的な善悪の基準では矛盾を引き起こす状況にある人が「どのような手法を用いて結論を導くべきか」を考えるための論理的的前提である。倫理は明文化されて語られる必要はないが、多くの場合は他の様々な規則を導く大前提的なものとしてとらえられ、「倫理綱領」として文章化されることも多い。

これに対して、「情報倫理」は、英語の“information ethics”という言葉の直訳で、もともとアメリカなどで考えられてきた「business ethics——職業倫理」の延長にある言葉である。「職業倫理」とは、文字どおりには「その職業にたずさわるべき人間が備えていなければならぬ倫理」であるが、現在のアメリカにおける「職業倫理」とは、その職業についている人間が守らなければならないルールとして詳細に明文化され、法律・規則などに近い存在である。

現在では、コンピュータを用いた情報処理、特に近年はネットワークを用いた情報流通を行うにあたって専門家に必要とされる倫理が、「情報倫理」と呼ばれている²⁾が、以上のような事情から、「情報倫理」は人によって異なるとらえ方をされている。たとえば、情報処理学会の倫理綱領³⁾と、電子情報通信学会の倫理綱領⁴⁾を比較してみると、前者に対して後者は、より「職業倫理」的な立場を鮮明にしたものであり、より文章が長く記述が詳細である。これは、「情報倫理」を倫理学的課題の1つとして解決しようとする試みと、「情報倫理」を実際のプログラマ・情報処理にかかわるものためのガイドラインとなるものにしようという試みの違いとして表れたものである。このように、近年「情報倫理」という言葉を改めて吟味することなく、従来より広い範囲の問題を扱う傾向がある。

しかし、ネットワーク管理者が、倫理学者に「情報倫理」についての相談を持ち込むようになった⁵⁾のは、何よりも「情報倫理」の中の「倫理」という言葉の問題である。

我々は1995年以降、情報倫理とは一体どのようなものかについての分析を始め、この種の議論の行き詰まりが言葉の問題に起因する側面も多いことに気がついた。

2.2 現在の「情報倫理」

今日、ネットワークの運用にかかわる人間が「情報倫理」という言葉を聞いて、一体何を思い浮かべるだ

ろうか？たとえば、インターネットを使った著作権の侵害、不適切な内容を持つ情報の発信、コンピュータの利用によるプライバシーの侵害などへの対策であろう。実際、このような問題が生じるたびに「情報倫理」が話題となり、特に教育の現場においては、「著作権法の遵守」「適切なコンテンツを作る」「プライバシーの保護」などが強調されるようになった⁶⁾。

その結果、情報ネットワークの管理者が「情報倫理」という言葉を使うとき、それは「著作権をはじめとする知的所有権」「民法・刑法などの法律やマナーと犯罪に関する知識」「個人のプライバシーの保護」などを指すことが多いが、一方で「著作権法とは何か（著作権がなぜ大切か）」「適切なコンテンツとは何か」「プライバシーとは何か」の議論は、様々な研究会などにおいても、成熟した結論に至っていないのが現状である。

2.3 現在の「情報倫理」の問題点

先に述べたように、現在「情報倫理」という言葉で議論されている対象は、倫理というよりは道徳・マナーに近いものであり、それゆえに、「情報倫理教育」の内容はあまりにも単純記憶強制型である。

たとえば、多くの大学の端末室利用規定には、「端末室に食べ物を持ち込まないこと」「端末室では携帯電話のスイッチは切ること」「無駄に印刷したものをプリンタのそばに放置しないこと」が含まれている⁷⁾が、このような規制の総体を、情報ネットワーク管理者・コンピュータ端末室管理者が「情報『倫理』」の内容として取り上げることは異常な事態である。

これは、現状の「情報倫理教育」の内容が現在の法令・制度・習慣に強く依存しており、それらの法令・制度をはじめとする各項目の成り立ちについての考察を欠いていることを表している。

「情報倫理」の本来の目標は、「故意・過失にかかわらず、技術的・社会的合意にかかわらず、他者の適切なコンピュータ利用を侵害する行為を防ぐ」であるべきだが、その目標に対する普遍的かつ十分な内容が盛り込まれているともいえない。

結果として、情報倫理と呼ばれている分野の内容があまりうまく定義されず放置され、現在の情報倫理は「情報ネットワークを利用したコンピュータ利用の際のある種の問題」の解決に役に立つというにはほど遠い状態である。

3. 倫理的原理と倫理的判断

日本語における「倫理」という言葉と英語における“ethics”という言葉には、使い方に大きな違いがある。本章では、従来から「情報倫理」という言葉でい

われてきたもののうちの 1 つである「電子メールのマナー」を題材に取り上げて、「何が『電子メールのマナー』を変化させるか」について考察する。

3.1 技術的妥当性・必要性にともなう判断

RFC1855⁸⁾ における「電子メールのマナー」⁹⁾ として語られてきたものの 1 つに、「あなたが送ろうとするメッセージがどれだけ大きいのかを知っておきましょう。(中略) 良い経験則は、50 kB よりも大きいファイルを送らないことです。」というものがある。

しかし RFC1855 には、ここで提示された 50 kB という大きさがどのような根拠で定められたものであるかの説明はない。

ところで、コンピュータの世界では、1 k を $1024 = 2^{10}$ として考えることから、64 k は 2^{16} となる。一方、インターネットの黎明期に使われていた多くの計算機は 16 bit CPU を搭載しており、この CPU が一度にアクセスすることのできたメモリアドレスは、64 k の範囲にあるものであった。また、当時から今に至るまで、文字——この場合はヨーロッパの各言語のアルファベット——は 1 byte = 8 bit 単位で構成されていたことから、データバスを 8 bit として構成された CPU (たとえばインテル i8088) などがあり、IBM PC/AT などをはじめとして広く使われていた。以上のことから、16 bit CPU で特殊な技法を用いて処理できるデータの上限は、 $64 \text{ k} \times 1 \text{ byte} = 64 \text{ kB}$ であった。

50 kB というのは、インターネット上の多くのメールサーバが特別な手法を用いなくても処理できるデータの大きさ 64 kB を意識したものであろう。中身が 50 kB のメールでも、実際に配達されるときにはヘッダと呼ばれる情報がメールに付加されてサイズが若干大きくなる。そこで、分かりやすい数字である 50 kB を 1 つの基準として推奨したと考えられる。

しかし、現在のインターネット上で電子メールの配達を行っているコンピュータのはほとんどは 32 bit CPU を使っている。アドレスバスも 32 bit のものがほとんどである。このことは、電子メールの大きさの上限を旧来の 50 kB とすることの技術的根拠がなくなってしまったことを意味する。もちろん、大きなメールの配達はネットワークに負担をかけるのだが、そのことと、その上限の目安として 50 kB という大きさを用いることの関係はもはや存在しない。

さらに、インターネットを構成するネットワークの時間あたりに転送可能な情報量が格段に向上了し、より高速な回線が世界中で利用可能になれば、「節度ある電子メールの大きさ」はさらに大きくなる。

以上に述べた場合はあくまでも一例にすぎないが、このように、技術の進歩や設備の拡張は、「電子メールのマナー」を変化させる要素の 1 つである。

なお、進歩・拡張とは異なるが、不必要に巨大な電子メールを送信する電子メールクライアントが電子メール利用者の多くに普及した場合も、巨大なメールの送信が正当化^{*}される事態が生じると予想される。

3.2 文化・需要に依存する判断

もし、自分の家族のだれかが遠い町の病院で危篤になり、その治療のためにその人の持つ電子カルテが必要であり、その電子カルテは、可能な限りの圧縮をしても 1 MB の大きさがあり、電子メール以外の現実的な送信手段がないとすれば、たとえネットワークの現状が今と変わらないとしても、それを電子メールを使って送信せざるを得ない。もちろん、その場合には電子メールを分割したり、適切な方法でバイナリファイルをテキストファイルに変換したりしなければならない。

同じような例として、それだけの大容量の電子メールを政治的な事情によって送らなければならないという場合も考えられる。これは極端な例であるが、独裁者が統治する国家においては、独裁者の命令は絶対である。その国民が独裁者に巨大な電子メールの送信を指示されたならば、それは拒否できない。そのメールを国外で受け取った人が、送付した人に「自国でのマナー」を押しつけることはできない。

1 つの国の価値観では解決できない問題が、電子メールのマナーを変えさせることもありうる。たとえば、モンゴル語¹⁰⁾ やタイ語のように複雑な文字・文法・合字を含む正書法を持つ言語を使って電子メールをやりとりする場合には、それらの言語固有の事情から、他の言語を用いた場合よりも大きな容量の電子メールをやりとりしなければならないことになる。

この場合に、他の言語に翻訳してから電子メールを送るように指示することは、「他の言語を知らないと電子メールによるコミュニケーションができない」「元の言語では表現が可能であっても、翻訳された言語ではうまく表現できない内容は、電子メールで送信することができない」ということを意味する。さらに、他の言語への翻訳を強制することは、それぞれの文化の基本にある「言語」の変更を要求する行為でもあり、

^{*} しかし、この場合は、その電子メールクライアントの設計が悪いことが、電子メールのルールを変更させる最大の原因である。電子メールクライアントの設計者・プログラマには、不必要に巨大な電子メールを送信するクライアントを設計・企画・実装しないことが求められるべきである。

誤った行為である。

さらに、ネットワーク上の盗聴行為の可能性が否定できない現状では、電子メールの内容の秘匿性を確保するために、暗号を用いる必要が生じことがある。この場合にも、暗号化のために巨大になってしまった電子メールを送る行為は正当化される。

3.3 倫理的原理と倫理的判断の違い

今まで述べた「倫理的判断」を行う際には、「技術的妥当性」「社会・文化に依存する問題」だけではなく、これらの倫理的判断を行う大前提となっている「倫理的原理」もまた、判断を行う際に必要となる。

倫理的原理とは、たとえば、欧米において Golden rule と呼ばれている原則——「自分に対するのと同じように他者に対せよ」のような規則であり、インターネットの場合、「他者のパケットのやりとりを邪魔しないこと⁸⁾」とも言い換えることができる。

判断の基準となる「技術的妥当性」「社会・文化に依存する問題」が変化をしても、これらの倫理的原理が変化することはない★★。

4. 生産者倫理と消費者倫理

本章では、先に述べた倫理的原理と個々の事情にまつわる背景を基にして、倫理的判断を行うに必要な生産者倫理・消費者倫理を取り上げ、情報倫理のあるべき姿について議論する。

4.1 職業人の論理と倫理

職業人の倫理として最も厳しい専心を求められるのが医療従事者であるが、この他にも、公務員には職務専念規定などが定められている。また、慣習・法的な規定がなくとも、生命・財産・人権に直接的に関与する職業に従事するものには、それなりの義務を想定することが順当である。

同じ意味で、心臓ペースメーカーで動くプログラムを作成するプログラムは、人命を預かるプログラムを書くことになるが、このようなプログラムが持つべき職業人の倫理とは、本来の倫理的原理に、自らの作成するプログラムが与える影響を考慮して構成されるべきである。たとえば、「作成されるプログラムは 1 つであっても、多くの製品に内蔵されて出荷されるのだから、1 つのプログラムが多くの人命を預かる」という

ことを理解すべきであり、生産者の倫理から「出荷するプログラムの動作検証に多量のコストをかけるべきである」という結論が導かれる。

また、たとえば、異なる国家どうしを接続するネットワークの管理者には、流通する情報の内容についての報告・規制を国家に求められることがある。この報告・規制を実际に行うべきか行うべきでないかの判断は、その職業に必要な倫理的判断である。インターネットそのものは自由な情報流通のネットワークであるが、その判断には、管理者自身の社会的地位・生命的危険の問題を考えることも避けて通れない。

4.2 消費者の論理と倫理

商品やサービスを生産し提供する側に一定の倫理的な基準を満たすことが求められるのと同様に、商品やサービスを購入し享受する側にも一定の責任が生じる。たとえば、一部の利用者の過大なトラヒックが原因となって、多くの利用者が享受していたサービスが停止するなどの問題が生じることがあるが、これは、一部の消費者の無責任・わがままな要求が、商品の生産・流通・保守コストを極度に引き上げ、他の大部分の消費者の不利益をもたらしている例である。このようなことは、ネットワーク利用においても、情報倫理の一部分として扱われなければならない項目である。

ところで、早稲田大学では学内から WWW によって情報検索を行う際には、なるべくキャッシュ機能のついた学内の proxy server を経由することで、学外へのトラヒックを減少させるように指導している。しかし、「物理的には学外にありつつもネットワーク的には学内にあるように見える一部の PPP server」を使う利用者が、学内の proxy server を使うように設定して学外の Web page を閲覧すると、より多くのトラヒックを発生させてしまうことになる。トラヒック軽減を意図して proxy server を設定しても、逆効果を生んでしまうことがある。

このような倒錯した状況がなぜ発生するかについての検討は、情報倫理の内容を具体的に構成する場合に避けられない項目である。

4.3 電子メールにおける消費者と生産者

電子メールを送信するものは生産者であり、電子メールを受信するものは消費者である。生産者には生産者としての生産者倫理が求められる。しかし、ネットワークに接続して他人にメッセージを送信するときには、生産者としての生産者倫理などという大袈裟なものを求められるという意識は電子メール送信者にはない。だが、送信された情報が、ネットワーク上の機器や受けとった人にどのような影響を与えるかについ

☆ 聖書：マタイによる福音書 7 章 12 節、ルカによる福音書 6 章 31 節。

★★ もちろん、これらの倫理的原理も絶対的なものではなく、「個の確立」と「個の尊厳」を尊重するという立場から導かれる相対的なものであるが、これらを否定した社会・文化における倫理を考えることは、本論の対象ではない。

ての思慮が足りない利用者は、電子メールを発信すべきではない。「紙に書かれた手紙に自分の手で署名をして何十人の相手に郵送する」ならば内容について神経質になる人間が、To: や Cc: に何十個もの電子メールアドレスを記述して送信するときには、内容に神経質にならない現象が見られる。SPAM と呼ばれる、執拗に繰り返される電子メールの発信やネットニュースへの記事の投稿は、インターネット社会の脆さを理解しない悪質な、または鈍感な利用者による情報発信の例である。

また、多くの電子メールクライアントには電子メールの転送機能がついており、転送する価値のある情報と判断された場合には、その電子メールは簡単に転送されてしまう。プライバシー保護の観点から考えると、電子メールの受けとり手である消費者は「受けとった電子メールに書かれた情報を、送り出した人に無許可で他人に転送したり、公開してはならない」のだが、電子メール転送の容易さが考慮の余地を奪い、安直な転送を促している。仮に、紙に書かれた手紙が届いたらば、それを複製して何人かの人に転送しようなどということを考える人はそれほど多くないことと比べると対照的である。

我々は、このような現象の原因として明らかなものを指摘できる状況にはないが、「紙に書かれた手紙と電子メールの取扱いが同じであるかどうかを検討すべきである」ということは、情報倫理に含まれるべきものである。

5. 著作権にまつわる問題

5.1 インターネットは著作権フリーか?

1991 年以前の学術研究目的を中心とした利用¹¹⁾や UNIX/BSD 利用者の文化¹²⁾、Free Software Foundation による copyleft の動きなどの影響もあって、「情報の流通は本来的に自由 (free) であるべきだ」という主張が強かった。このことが、「インターネット上の情報は無料 (free) であるべきだ」という願望と重ね合わされる形で、「インターネット上の情報にはすべて著作権がない」という誤った主張となり、fj などのネットニュースや IR チャットなどを通じて、1994 年頃の WWW の普及とともに爆発的に拡大し始めた国内の WWW 利用者（インターネット初心者）た

ちに対して広まった¹³⁾。これは、copyright と license の区別もつかぬ初心者に対して願望と事実を混同した根拠のない説を展開し、インターネットの文化を曲解させる悪質な宣伝であった。

その反動として、コンテンツの権利者の権利を「従来の著作権のあり方」そのままの形でインターネット上に拡張させることを意図した WIPO 条約が 1996 年 12 月に結ばれることになった。この WIPO 条約を受けて、日本国内における著作権法も 1998 年 1 月の公衆送信可能化権^{☆☆}の制定に代表されるように、音楽産業界などの主張が大幅に採り入れられる方向で修正が進行している。

ネットワーク上の著作物を自由に利用したいと願う利用者が、十分な法的知識・ネットワークポリシーの理解なくこのような扇動ともいえる主張を行ったことで、結果として、利用者に不利な法解釈・法改正が行われることになったとすれば、その責任は大きい。

5.2 著作者人格権と「授業の著作物」

研究においては、他者の公表した実験結果を確認するための追試験など、第三者の研究成果に直接的に依存した研究なども不可欠であり、文学研究においては、対象となる作品を詳細に紹介・引用すること^{14),15)}は避けられない。

教育においても、「学び」は「まねび」からといわれるよう、模倣を抜きにした学習は考えられない。どのような教科においても、祖型を元に、それにどのような修正・変更を加えるか試行錯誤を繰り返すことを通じて学習することは有効であり、デジタルネットワークの教育での有効活用のためには、ネットワーク上の資産を 2 次使用し変形を加えることが必須である。

しかし、現行著作権法の著作者人格権は、このような改変に対して根本的な不可能性という制約を課している。また、言語教育の場においては、他者の文学のあるいは論述的文章を読みあげ、要約し、翻訳などの作業が不可欠であるが、学校教育法に定める教育機関における教師による利用という例外規定^{☆☆☆}を除けば、これらはすべて著作権・著作者人格権・著作隣接権の侵害を構成しかねない行為である。

現在の財産法的な規定としての著作権法の体系は、紙媒体による印刷と、書店・取次ぎを中心とした物流の体系に基づいて、著者として個人（またはその集合）を特定でき、編集・発行の主体として個人または企業を特定できることを前提としている。プリプレスした

☆ 紙媒体に書かれた手紙であっても、小学校などでよく見られた「不幸の手紙」の場合は、それを（しかも手書きで！）複製して転送するという現象が見られる。しかし、大人になってもこのような行為をする人はほとんどいないのは、経験、他の学習によって、その信憑性に疑問を持つようになっているからである。

☆☆ 平成 10 年 1 月 1 日施行、著作権法第二十三条の改定。

☆☆☆ 著作権法第三十五条。

マスターを大量に複製して、物流と販売の組織に流通させるという点ではレコード・ビデオテープ・DVDなどでも、著者として個人よりは組織が特定されることが多いことを除いて、変わりがない。しかし、情報の流通・伝達形態を歴史的観点からふりかえると、印刷媒体を中心とするようになったのはたかだかこの400年程度¹⁶⁾にすぎず、口頭伝承から中世の吟遊詩人に至るまで、共同体が共有する作者の特定できない文化的帰属物をその場限りで加工しながら提示するのが、演芸の本来的な姿であった。

インターネットはある種の先祖帰り的な状況を示した。ネットワーク上の「著作物」に対して、近代工業社会の倫理と論理で規定された「著作権」の概念を適用することが適当であるかどうかが問われている。

「情報倫理」を「既存ノ法ノ解説ナシ強制」とする立場からは、「授業の著作物」といった概念規定を新たな著作権法に盛り込めるかどうかも含めて、こうしたネットワーク社会の本質にかかる問題意識は生まれてこない。

6. インターネットにおけるプライバシー

6.1 何がプライバシーでないか

日本語における「プライバシー」とは、その個人にかかる情報を指す。たとえば、その人の写真、住所、氏名、電話番号、趣味、履歴といった情報はすべてプライバシーである。これらを本人の許可なしに公開してはならないというのが、「プライバシーの保護」^{17)~19)}である。しかし、この考え方を不当に強く主張すると、ある人が道を歩いていれば、その人に無許可で周りを歩いている人はすべてその人のプライバシー侵害を行ったことになってしまう。

このような考え方方に近いプライバシーの議論として、非公開との明文化された制限もなく、外部からリンクがついており、パスワードなどの十分なアクセス制限もないWebページのURLについてのプライバシーを主張する例があげられる¹⁸⁾。このようなURLがプライバシーで保護されるべきものなのか、あるいはそうでないのかについてのエチケット・規約などはまだ存在しない。しかし、「そのWebページが広く公開されていて、そのWebページに対してリンクを作ることで侵害される権利は存在しない」という責任ある判断を技術的・法的見地から行うことができるならば、リンクをとるために許可を求める^{*}のは、そもそもお

かしな行為である。

このような判断をすることなしに無許可のリンクが大量に作成され、社会問題になりつつある現在の状況は、日本語におけるプライバシーに対する十分な理解がないままに「プライバシー保護」ばかりが主張された結果である。現状を放置してしまうと、結果としてURLに対して警察・検察権力の介入を許し、当初の目的とはかけ離れた形で収斂してしまう危険性がある。

6.2 プライバシーのあるべき姿

個人にかかる情報は確かにプライバシーである。しかし、プライバシー保護を主張するということは、それにまつわる権利を主張することに等しい。

つまり、「その人の写真、住所、氏名、電話番号、趣味、履歴」などの秘匿を主張することは、「開示されることで脅かされる他の権利の主張」とつながっていかなければならない。たとえば、住所が開示されることで自宅周辺をストーカーにうろつかれたり、あるいは、電話番号が開示されることでイタズラ電話がかかってきて日常生活が脅かされるなどの「権利侵害」²⁰⁾があつて初めて、プライバシーの侵害といえる^{**}。

また、物理的なダイレクトメールと同様に、電子メールによるダイレクトメールも返事をせずに捨てればよい。捨てるためにかかる手間によって、プライバシー侵害による被害の程度が決まることがある。ゆえに、「その人のメールアドレスの開示」は、それだけではプライバシーの侵害の十分条件ではないし、同様に、パスワードなどを使って保護を行っていないWebページのURLの開示もそれだけではプライバシーの侵害の十分条件ではない^{***}。

7. 新しい「情報倫理」に必要な要素

ここまでに見てきたように、「情報倫理」と呼ばれる対象にはいくつかのクラスがあり、それぞれの成立、因果関係、影響の度合などが異なっている。したがって、「情報倫理」についての議論を進めるには、これらの内容を整理・分類することが必要である。

本章では、新しい「情報倫理」を論じるにあたって前提とすべき内容を以下の3つのクラスに分類²¹⁾し、それらの関係を述べる。

7.1 倫理的原理と現代社会の基本原理

倫理的原理は、情報化社会固有の問題に限らず適用

^{*} ゆえに、ストーカー、イタズラ電話の存在を考えると、現在の日本で住所・氏名・電話番号を無断で開示することは、十分にプライバシーの侵害にあたる可能性が高い。

^{**} もちろん、これらの情報開示が人権侵害につながることが予想される場合には、開示すべきではない。

^{*} 教育現場では安全サイドに振り、リンクを作る際には許可を求めるように指導すべきであろう。

される。現代国際社会に暮らす現代人としての、「常識」もまた同じく情報化社会固有の問題も含めて、倫理的判断の際にも必要である。

それは、「地球上の我々が異なる言語を用いて、異なる文化を背景とし、異なる宗教を持ち、異なる地域に住み、異なる季節で異なる時間帯の場所に暮らし、異なる主義の政府に統治され、異なる経済状態のもとで、異なる常識を持っている」という「異なる人間が存在している」という現実に対する理解である。

これらの項目は、仕事や趣味の都合上、海外との連絡をよく行っていた人ならば、インターネット普及以前でも理解していたことである。しかし、個人のメディアとしてのインターネットが普及すると、我々はこのようなことを意識せずにインターネットを使って生活をすることができる。

このような倫理的原理や上に述べた意味での国際社会における常識は、今後とも変化しないであろう。

7.2 技術的背景

コンピュータネットワークを支える様々な技術の進展や、それを支えている各規格やそれらの存在意義を理解することが、情報倫理の技術的背景である。

これらの技術的背景として、

- プロトコルの仕組みの理解。たとえば、
 - どのようにして電子メールがネットワーク間を中継されるか
 - メーリングリストの仕組み
 - エラーメールはどのように判定・処理されるか
- ネットワーク・コンピュータの動作の基本的な理解。たとえば、
 - 簡単な数学とプログラムによる動作の理解
 - 計算速度に対する感覚
 - コンピュータ内部の記憶方法に対する理解
 - パケット転送の方法
 - 文字コードの変換技術
 - 暗号系の仕組み
- 標準化規約。たとえば、
 - 自然言語とそれらの文字コードなどの文化的規約
 - キーボードなどのレイアウト
 - 紙の大きさなどの関連する工業規格
 - JIS, ISOなどの工業規格の存在の意義の理解などが含まれるべきである。

これらの技術的背景は、技術の進化・発展・ネットワーク機器の整備などによって、変化してしまう。

7.3 道徳・法律・ルール・マナー・エチケット・モラル・倫理

前の2つで提示された「倫理的原理」「国際人としての常識」を「技術的背景」の作る世界に適用したものが、道徳・法律・ルール・マナー・エチケットである。これらの違いは、どの程度明文化されているか、どの程度の権威付けがなされているかの違いにすぎない。ところで、国家によって法律が異なる原因として、国家によって権利の考え方方が異なることも注意すべきである。たとえば、共産主義国家においての著作権の概念は、そもそも我々資本主義国家におけるそれと非常に異なる¹⁶⁾はずである。

これらの項目が変更を受けるのは、国際人としての常識が通信相手の環境に依存して変化したり、技術的背景が時間とともに変化したりすることによる。

また、「人間としてその行為を行ってよいか」という問題、「矛盾する状況におかれたときにどのように判断すべきか」という問題は、モラル・倫理によって考えられるべきである。モラルとは、論理的帰結では導きえない行為、たとえば「人を殺すなけれ」といった規範である。これらのモラルに理由づけをすることはできない。一方、「本来の意味での『倫理』」は、本論文で今までに見てきたように、職業倫理——生産者倫理・消費者倫理である。

8. おわりに

本論文では、現在のところ混沌とした状況にある「情報倫理」という言葉の定義について検討し、職業倫理としての情報倫理が本来解決すべき問題を考えながら、「新しい『情報倫理』」のあるべき姿について考察した。

我々は、情報倫理を十分に議論するには本来の倫理のみではなく、技術的な検討が必要であることを明らかにしたが、同時に、技術面での問題解決だけでは情報倫理が構成できること、十分かつ正確な知識が必要であることも指摘した。

これらの情報倫理は、教育の現場で生かして初めて効果のあるものである。しかし、「情報倫理」を学ぶ対象によって、項目、考え方、教材のあり方などが異なることは避けられない。たとえば、「小学生に対する情報倫理教育」と、「小学校の先生に対する情報倫理教育」は異なる項目を含む^{22),23)}であろう。

このような議論を活発にしうるためにも、現在の状況にふさわしい形で「情報倫理」が1日も早く再構成され、効果のある「情報倫理教育」が行われるようになることを期待する。

参考文献

- 1) 名和小太郎：電子化社会の光と影、情報とメディア、8, pp.46-63, 岩波書店 (1998).
- 2) 後藤玉夫：情報社会の特性と問題の所在、情報倫理概論、社団法人私立大学情報教育協会 (1995).
- 3) 情報処理学会倫理綱領調査委員会：倫理綱領調査委員会報告書、情報処理学会 (1997).
- 4) 電子情報通信学会情報倫理研究会：電子情報通信学会倫理綱領試案、電子情報通信学会 (1998).
- 5) 電子情報通信学会ソサエティ大会基礎・境界ソサエティ、シンポジウム企画「インターネットとセキュリティ、そして倫理」、1996年度ソサエティ大会論文集、No.SA-6、電子情報通信学会 (1996).
- 6) 電子ネットワーク協議会：電子ネットワーク運営における倫理綱領、電子ネットワーク協議会 (1996).
- 7) 原田康也：情報倫理教育はいかにして可能となるか、信学技法、FACE97、電子情報通信学会 (1997).
- 8) サリー・ハンブリッジ：RFC1855 (1995)。高橋邦夫(訳) (1996).
- 9) Tracy LaQuey, Jeanne C.R., 鈴木 摂(訳)：Internet ビギナーズガイド 第2版(原題 The Internet Companion, 2nd ed.)、トッパン (1995).
- 10) Kataoka, T.I., Kataoka, Y., Uezono, K., Tatsumi, T., Yoshida, J., Kakehi, K. and Ohara, H.: Definition of the Mongolian Character Codesets Enabling Multilingual Text Manipulation, 情報処理学会研究会「人文科学とコンピュータ」第29回研究会研究報告 (1996).
- 11) 浜野保樹：極端に短いインターネットの歴史、晶文社 (1997).
- 12) 小山裕司、斎藤 靖、佐々木浩、中込知之：UNIX 入門、トッパン (1996).
- 13) 辰己丈夫、覧 捷彦、原田康也：WWW Server を一般ユーザに開放し、HTML 教育に用いる試みの経過報告、Japan World-Wide-Web Conference '95, Kobe, Japan, 日本インターネット協会 (1995).
- 14) 小林康夫、船曳建夫：知の技法、東京大学出版会 (1994).
- 15) 豊田きいち：編集者の著作権基礎知識、日本エディタースクール出版部 (1993).
- 16) 白田秀彰：コピーライトの史的展開、信山社 (1998).
- 17) メディアジャム編：個人情報防衛主義、ジャストシステム (1997).
- 18) Curry, D.A., 小林憲司(訳)：UNIX システムセキュリティ、ソフトバンク (1993).
- 19) 日本セキュリティ・マネジメント学会(編)：情報セキュリティとシステム監査、日科技連出版社 (1998).
- 20) Hartman, B.D. and Nantz, K.S.: *The 3 Rs of E-Mail: risks, rights and responsibilities*, Crisp Publication (1996).
- 21) Takeo, T. and Yasunari, H.: Why information ethics education fails, IFIP 1998 WG3.4 conference, Education of network centric organization, Saitama, Japan, Campman & Hall (1998).
- 22) 久野 靖、辰己丈夫：高等学校普通教科「情報」の試作教科書「情報 A」、情報処理学会情報処理教育委員会初等中等情報教育委員会 (1998).
- 23) 辰己丈夫、水島賢太郎、久野 靖：高等学校普通教科「情報」の試作教科書「情報 C」、情報処理学会情報処理教育委員会初等中等情報教育委員会 (1998).

(平成 10 年 8 月 31 日受付)

(平成 11 年 1 月 8 日採録)

辰己 丈夫 (正会員)



昭和 42 年生。平成 5 年早稲田大学大学院理工学研究科数学専攻修士課程修了。平成 5 年から平成 8 年にかけて同大学情報科学研究教育センター助手。平成 9 年同大学大学院理工学研究科数学専攻博士後期課程退学。現在、同大学理工学総合研究センター訪問研究助手(日本学術振興会未来開拓特別研究)、同大学メディアネットワークセンター特別研究員、東京女子大学文理学科数理学科非常勤講師。定理自動証明系とプログラムの部分計算に興味を持つ。日本ソフトウェア科学会、電子情報通信学会各会員。

原田 康也

昭和 29 年生。昭和 53 年 3 月東京大学教育学部学校教育学科卒業。昭和 60 年 3 月同大学大学院人文科学研究科博士課程満期退学。昭和 61 年 4 月早稲田大学法学部専任講師。現在、同大学法学部教授、同大学語学教育研究所兼任研究員、同大学メディアネットワークセンター教務主任。自然言語の状況依存性を反映した意味表示体系の構築、自然言語の意味論における変項、デジタルネットワークを利用した教育環境のデザインに興味を持つ。日本認知科学会運営委員。

